

平成29年度第2回宮城県医療審議会議事録

日 時：平成29年11月28日（火）午後6時30分から午後7時20分まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

出席委員：23名(五十嵐和彦委員，八重樫伸生委員，藤森研司委員，福田寛委員，佃祥子委員，加藤由美委員，吉田俊子委員，嘉数研二委員，佐藤和宏委員，永井幸夫委員，橋本省委員，岩館敏晴委員，高橋克子委員，板橋隆三委員，赤石隆委員，細谷仁憲委員，新沼康弘委員，佐々木孝雄委員，佐藤昭委員，星昌明委員，藤代哲也委員，大友富子委員，村上伸子委員)

欠席委員：5名(柏木誠委員，水野紀子委員，山田司郎委員，保科郷雄委員，佐々木美和子委員)

司会 (樋口副参事)	皆様，本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今から「宮城県医療審議会全体会」を始めさせていただきたいと存じます。まず始めに，開会にあたりまして，宮城県医療審議会の嘉数会長に御挨拶を頂戴したいと存じます。
嘉数会長	【あいさつ】
司会 (樋口副参事)	ありがとうございました。 会議に先立ちまして，委員の異動について御報告をさせていただきます。 前回の審議会の後，東北大学大学院医学系研究科の下瀬川徹委員と，健康保険組合連合会宮城連合会の大橋敬一委員，全国健康保険協会宮城支部の高橋祥允委員が御退任されております。今回の審議会から新たに，東北大学大学院医学系研究科長・医学部長の五十嵐和彦委員，健康保険組合連合会宮城連合会会長の星昌明委員，全国健康保険協会宮城支部長の藤代哲也委員に新たに御就任いただいておりますので，この場で御紹介させていただきます。よろしく願いいたします。 続きまして，会議の成立について御報告をいたします。 医療審議会は，医療法施行令の規定によりまして，「委員の過半数が出席していなければ，会議を開き，議決を行うことができない。」とされております。 本日の審議会には委員28名のうち現在22名の皆様に御出席をいただいておりますので，本審議会が成立しておりますことを御報告させていただきます。 審議会の進行につきましては，「宮城県医療審議会運営要綱」の規定によりまして，医療審議会会長が議長となることとされておりますので，この後の議事進行につきましては，嘉数会長をお願いいたします。
嘉数会長	はじめに，傍聴者の皆様にお知らせがあります。会議を傍聴するにあたっては，私の指示に従っていただくとともに，会議開催中は静粛にしてください。また，会議の支障となる行為は行わないでください。私の指示に従わないときは，退場していただく場合がありますのでよろしくお願い致します。 それでは，議事の前に，本日の議事録署名委員2名を選出したいと思います。特に発言がなければ，こちらから御指名してよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
嘉数会長	それでは，赤石委員と佐藤昭委員に議事録署名委員をお願い致します。

赤石委員・佐藤昭委員	【各委員承諾】
嘉数会長	<p>それでは、第1号議案の審議に入ります。</p> <p>第1号議案「宮城県医療審議会会長代理の選任について」です。下瀬川委員が退任されましたので、後任の会長代理について、委員の皆様様の互選により定めることとなっております。皆様、御意見がございましたらお願いします。</p>
佐藤和宏委員	<p>会長代理は五十嵐委員に就任いただいておりますが、いかがでしょうか。</p>
嘉数会長	<p>ただいま、五十嵐委員にお願いしてはとの意見がありましたが、皆様、いかがでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
嘉数会長	<p>御異議なしとのことですので、五十嵐委員におかれましては、会長代理をお引き受けいただくようお願いいたします。</p>
五十嵐委員	<p>よろしくをお願いいたします。</p>
嘉数会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて第2号議案、「宮城県地域医療計画について」、事務局から説明願います。</p>
事務局 (樋口副参事)	<p>本日は、知事から諮問がございます。知事が本日所用により出席できかねますので、渡辺保健福祉部長から諮問文を読み上げさせていただきます。なお、諮問文につきましては、皆様のお手元に写しを配布させていただいております。</p>
渡辺部長	【諮問文読み上げ】
事務局 (佐藤専門監)	<p>引き続きまして、第7次宮城県地域医療計画の概要について御説明させていただきます。…</p> <p>【説明】</p>
嘉数会長	<p>ただいまの事務局の説明に対しまして、宮城県地域医療計画策定懇話会の座長である藤森委員から、補足することがあれば御説明願います。</p>
藤森委員	<p>会長、ありがとうございます。宮城県地域医療計画策定懇話会の座長を務めております、東北大学の藤森でございます。</p> <p>今、事務局からも御説明がありましたが、これまで懇話会を7月から10月の短期間に計3回開催し、集中的に議論を重ねてまいりました。</p> <p>この医療審議会からも、県医師会の佐藤副会長には副座長をお務めいただき、八重樫委員をはじめ、計6名、私を含めて7名の委員が懇話会に参加し、議論をいただきました。</p> <p>大変多くの建設的な御議論、御意見をいただきました。おかげさまで、この短期間で充実した計画を作ることができたのではないかと考えております。皆様様の御協力に、この場をお借りして、感謝いたします。</p> <p>今回の第7次の地域医療計画は、医療と介護の連携、あるいは昨年策定された地域医療構想、そして、医療費適正化計画も加え、かなりなボリュームで、ほぼ300ページに迫るような大き</p>

<p>嘉数会長</p>	<p>なものになりましたが、見易く作っておりますし、色々なデータも入っておりますので、ぜひ座右に置いていただいて使っていただけるものにもなればと考えております。</p> <p>今後、皆様からの御意見、そしてパブリックコメントなどを踏まえ、更にブラッシュアップさせた最終案を、次回の審議会でお示しできるよう、年明けに予定されております第4回の計画策定懇話会でしっかりとまとめ上げたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>赤石委員</p>	<p>藤森委員、大変御苦労様でした。</p> <p>ただいま事務局及び藤森委員から説明がありましたが、御質問、御意見はございますか。</p>
<p>事務局 (佐藤専門監)</p>	<p>赤石でございます。事前に頂いた同じ資料だと思いますが、医療圏の見直しについて、この厚い資料には仙南医療圏が見直しの対象であろうと書いてあるんですが、医療圏を統合するという事は書いてなくて、これはこのままで良いということによろしいのでしょうか。</p>
<p>事務局 (佐藤専門監)</p>	<p>ありがとうございます。先ほど御説明しました、国から示されております3つの見直し基準というものがございまして、そちらに該当する場合は見直しを検討することとされております。資料1-3の52ページの真ん中よりも少し下のところに「2次医療圏の設定」とございまして、こちらに3つの見直し基準が示されております。3つ全てに該当する場合は見直しを検討ということになっております。その該当状況が次の53ページの表4-1-1でございます。この表で、仙南、仙台、大崎・栗原、石巻・登米・気仙沼の4つの医療圏につきまして、横軸に書いております、人口、流入率、流出率の条件について、網掛けになっているところが該当しているということで、赤石委員御指摘のとおり、仙南については3つとも該当しているということで検討対象となりますが、医療圏の状況、地域性等を考慮し、今回は医療圏の見直しは行わずに、これまでの4医療圏を維持するという形にさせていただいております。</p>
<p>赤石委員</p>	<p>ありがとうございます。もう一つ、説明頂いたA3判の「第7編 医療費適正化の推進」のところですが、下のグラフは、今年2017年で来年2018年でありますけれども、2017年の段階ではまだ何もしていないとすれば、黒とオレンジの線は一致しているはずであります。次の年からがくっと下がってずっとこのままということは、来年までに劇的な変化が起こればと考えてよろしいのでしょうか。</p>
<p>事務局 (佐藤専門監)</p>	<p>こちらの数字については、もう一度精査をさせていただきたいと思っております。</p>
<p>赤石委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>嘉数会長</p>	<p>赤石先生よろしいですか。それでは、よく調べて赤石先生あるいは委員の先生方にお伝え頂きたいと思っております。</p> <p>その他、御質問等はございますでしょうか。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>仙台医療センターの橋本でございます。この地域医療計画の中で、最初の大きなA3判の「第7編 医療費適正化の推進」のところの右側の枠「医療費適正化に向けた取組」の中に「ウ たばこ対策」というものがあるんです。これは、たばこ対策を進めることによって疾病が少なくなって医療費適正化に繋がるといった取り組みなのかもしれませんが、がん対策推進協議会でも話題になりましたように、特に受動喫煙対策というのは非常に重要と考えていまして、これ</p>

	<p>はがん対策のみならず例えばCOPDとかその他の疾病にも大きく関わることなわけです。そういうものを進めることは医療全体に与える影響というのは非常に好影響が考えられるわけですが、あんまり積極的にこの実施対策を進めるようなことは書いていないんですけども、こんなものでよろしいんでしょうかね。数値目標を定めるとまでは申しませんが、もう少し強力に受動喫煙対策を進める等の文言があっても良い気がするわけですが、いかがでしょうか。</p>
高橋次長	<p>橋本先生御指摘のとおり、この部分につきましてはいろいろな意見があるところではあります。今、国のがん対策推進基本計画においてもこの部分はペンディングになっております。その状況を踏まえて、それと合わせる形で当県としても数値を入れたいということで現在は数値を入れていません。0にした方が良いという意見が強いですが、国の方で0にするのかしないのかまだ先が見通せませんので、もうしばらくお待ちいただいて国の方で数値を入れてきた段階で検討させていただければと思います。</p>
嘉数会長	<p>橋本先生よろしいですか。</p>
橋本委員	<p>はい。</p>
嘉数会長	<p>国に先駆けてできないところでしょうけれども、なるべく早く受動喫煙阻止という方向に持っていただくとありがたいと思っております。</p> <p>その他に御質問ございますか。</p>
吉田委員	<p>宮城大学の吉田でございます。今の国に先駆けてということとリンクすると思うんですけども、がんの緩和ケア対策であったり在宅医療との連携についてはかなり細かく記載がありますけれども、心疾患の心不全の緩和ケアと体制に関しましては、これ以上は難しいという思いもございますが、これから6年間ということを考えますと、もう少し踏み込んだ記載があっても良いのではないかと感じます。96ページに記載されている慢性心不全の主な治療目標はこのとおりでございますし、国のところで検討が進んでいるということでございますので、これ以上は難しいのかと思いますが、例えば82ページの「(1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進」を見ますとかなり細かく丁寧な記載がございますので、これからは介護と医療の連携等を含めて少し何か記載があると良いかと思えます。なかなか難しいということも含めてよく存じておりますので、意見ではございますけれども、申し上げました。</p>
高橋次長	<p>ただ今の意見を踏まえまして、もう少し記載について検討させていただきたいと思えます。</p>
嘉数会長	<p>国に先駆けることは許されないんですか。全てのことで。</p>
高橋次長	<p>そのようなことはございませんが、なかなか難しいことだと思います。</p>
嘉数会長	<p>これからは地域の意見・考えに非常に重きを置かれるようになっていくと良いと思えますので、地域の意見はどんどん中央にぶつけてやる必要があるかと思っているんですけどもね。中央もそれを望んでいるのではないかと実は思っているんですよ。中央だけで考えて決めていくというのはたかが知れていますね。余分なことを言っちゃったかもしれませんが、なるべく積極的にやっていただくとありがたいと思えます。いかがですか、部長さん。</p>

渡辺部長	<p>そういう気持ちでやりたいと思います。内容によってはですね、先駆けというのは難しい面もあると思いますが、会長がおっしゃったように、そういうスタンスで臨んでいきたいと思います。</p>
嘉数会長	<p>よろしく願いを致します。 その他、御意見・御質問等ございますでしょうか。</p>
佐々木孝雄委員	<p>薬剤師会の佐々木でございます。冒頭のA3判の「第7編 医療費適正化の推進」について、一言申したいと思います。医療費の中でかなりの割合を占めるのが医薬品費でございますが、医薬品の適正化の一つとしまして、後発医薬品の使用促進というものが掲げられております。今現在、この資料にもございますとおり、国の目標値80%に対して、当県では71%くらいになっております。確かに、後発医薬品の使用促進も大切でございますけれども、金額が低いので、ここだけを追ってもあまり医療費の削減にはならないんですね。むしろ、残薬であるとか、重複投与にメスを入れた方が実際的な医療費削減に繋がるのではないかと考えているところでございます。今年の夏、全薬局を対象にしたアンケートを行ったところ、重複されている処方を確認しましたところ、先発品と先発品の重複よりも先発品と後発品あるいは後発品と後発品といった形で、先発品が増えれば増えるほど重複が起きやすくなっているという国の意図とは、相反する現象が起きておりました。もう一つは、残薬の問題でございますと、長期処方の患者さんほど残薬の発生率が非常に高いという結果もございました。ですので、後発医薬品の使用促進一辺倒ではなくて、重複投与の回避もしくは処方日数自体の見直しといった観点でも御協議頂ければいかがかと思案しているところでございます。</p>
事務局 (佐藤専門監)	<p>ありがとうございます。お配りしております、資料1-3の267ページに記載しておりますが、目標そのものは後発医薬品の使用割合を掲げておりますけれども、取り組みといたしましては、医薬品の適正使用ということで重複投薬の是正といったことにも取り組んでまいらなければならないということで記載をさせていただいております。このような形で後発医薬品の使用促進と共に医薬品の適正使用についても取り組んでまいりたいと思っております。</p>
嘉数会長	<p>佐々木委員よろしいですか。</p>
佐々木孝雄委員	<p>少し付け加えさせていただければ、この辺ももしかしたらMMWINに関係するかと思いますので、県当局からもMMWINへ御支援いただければと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。</p>
嘉数会長	<p>県は本当に一生懸命MMWINに対して応援して補助を出していただいているところでありますので、それは承知の上かと思えます。ただ、成功させなくちゃならないということは御指摘のとおりだと思います。</p>
細谷委員	<p>よろしいですか。今の関連です。宮城県歯科医師会の細谷です。佐々木薬剤師会長の御指摘、もっともだと思います。268ページにですね、「目指すべき取組の方向性」とありますが、重複投薬による相互作用の防止、残薬解消などというのは記載されているかと思えます。それから今言われたICT活用による医療福祉情報ネットワーク利用の促進等を図ります、ここに明記されていると思いますが、その上でもなおかつ強調した方がよろしいということですか。そうですか、分かりました。</p>

嘉数会長	その他に何か御意見等ございますでしょうか。
委員	【質疑等なし】
嘉数会長	他に無ければ、「議案2 宮城県地域医療計画について」は、次回の医療審議会において、改めて「最終案」を審議し、県知事あて答申する、ということよろしいでしょうか。
委員	【異議なし】
嘉数会長	では、そのようにさせていただきます。 次に、報告事項に入ります。「平成29年度第1回宮城県医療審議会医療法人部会の審議結果について」、事務局から報告願います。
事務局 (千葉課長)	【説明】
嘉数会長	ただいまの事務局の説明に対しまして、何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。
委員	【質疑等なし】
嘉数会長	無いようでしたら、「平成29年度第1回宮城県医療審議会医療法人部会の審議結果について」はよろしいでしょうか。
委員	【異議なし】
嘉数会長	最後にその他ということでございます。委員の皆様、事務局から何かございますでしょうか。
委員・事務局	【質疑等なし】
嘉数会長	よろしいでしょうか。それでは、以上で医療審議会の議事を終了したいと思います。
司会 (樋口副参事)	皆様、御審議ありがとうございました。 事務局からこの場をお借りしまして、今後の医療審議会の開催予定についてお知らせをさせていただきます。本日、宮城県地域医療計画の中間案について御審議をいただいたところですが、第3回医療審議会につきまして、来年の2月中旬に開催をする方向で現在調整を進めさせていただいております。日時等が確定いたしましたならば、皆様に改めてお知らせをさせていただきますと存じます。 続きまして、この後ですけれども、準備ができ次第、医療法人部会を開催させていただきます。医療法人部会の委員の皆様におかれましては、引き続き、この場で法人部会を開催しますので、御出席をお願いいたします。なお、傍聴の皆様におかれましては、非公開の会議となっておりますので、御退席をお願いいたします。 また、医療審議会病院部会につきましては、既に該当の委員の皆様にお知らせをさせていただいておりますけれども、来月12月22日(金)午後2時から県庁4階特別会議室で開催をする

	<p>予定といたしております。御出席予定の部会の委員の皆様につきましては、どうぞよろしくお願いをしたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして本日の医療審議会全体会を終了させていただきます。お忙しい中御出席をいただきましてありがとうございました。</p>
--	---

議事録署名委員署名

印

議事録署名委員署名

印
